



(注意事項)

- ・ 申請書を提出する日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していなければ特例認定申請書を提出することができません。
- ・ 法人の設立の日から5年を経過していない法人でなければ、特例認定申請書を提出することができません。
- ・ 過去に認定又は特例認定を受けたことのある法人は、特例認定申請書を提出することができません。
- ・ 申請書には、「特例認定を受けるための申請書及び添付書類一覧(兼チェック表)」に掲げる書類を添付してください。
- ・ 「事務所の責任者」とは、その事務所における判断事項について責任を持って判断ができる者をいいます。
- ・ 「上記以外の事務所の所在地」については、定款に記載のある従たる事務所を全て記入してください。